

第7章 計画の推進体制

1 役割と推進体制

住み慣れた地域で助け合い、支え合える地域社会を実現するためには、地域福祉を担う主体がお互いに連携をとり、それぞれの役割を果たしながら協働して計画を推進していくことが重要です。

○ 市民

市民一人ひとりが福祉に対する意識を高め、地域を担う一員であるという認識をもち、あいさつや声かけなど、できることから行動していくことが期待されます。

○ 地域

自治会、住民自治協議会、民生委員・児童委員、主任児童委員などさまざまな団体が連携し、公的サービスのみでは対応が難しい地域の問題に積極的に対応していくことが期待されます。

○ ボランティア・NPO

地域でのさまざまな活動を通じて、各団体や社会福祉協議会、行政と連携し、地域福祉推進のための活動の充実が期待されます。

○ 福祉事業者・医療事業者

福祉サービス、医療サービスの提供者・協力者として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、事業内容やサービス内容の情報提供および周知、他のサービスとの連携に取り組むことが期待されます。

○ 社会福祉法人

福祉事業者として福祉サービスの提供を行うほか、地域福祉の拠点としての機能が期待されます。また、地域における公益的な活動を通して、制度の狭間にいる人を支援する役割も期待されます。

○ 企業

地域の一員として、見守りなど地域福祉活動に参画していく社会貢献の役割が期待されます。

○ 社会福祉協議会

社会福祉法において、地域福祉の推進を図る中核として位置付けられているほか、行政との調整役としての役割を担っています。

○ 行政

市の福祉の向上を目指して、地域福祉活動を促進させるための支援や、庁内の関係各課が連携して福祉施策を総合的に推進していく役割を担っています。

2 進行管理・評価

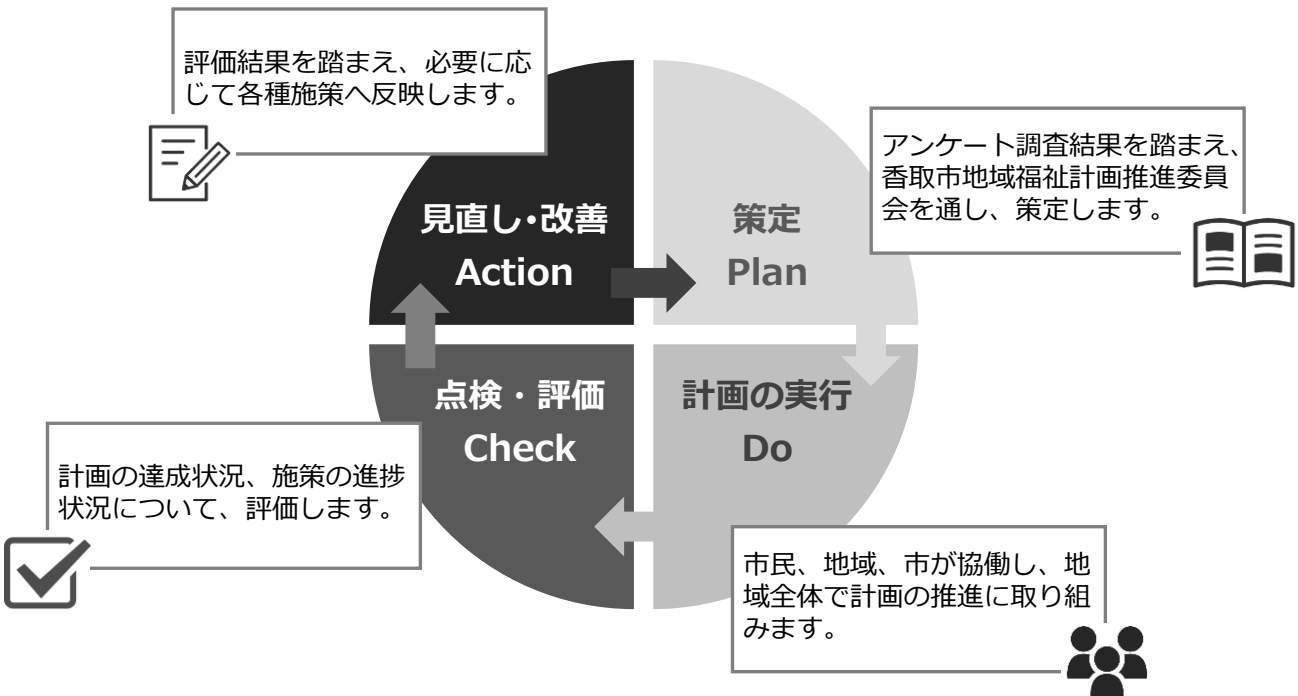
(1) PDCA サイクルによる進捗管理

計画について実効性を高め、円滑で確実な実施を図るためには、適切に進行を管理する体制が必要です。

進行管理にあたっては、「PDCA サイクル（P：計画、D：実施、C：評価、A：見直し）」の考え方に基づき、施策等の改善点を明らかにし、今後の施策の充実に生かします。

また、高齢者・障害者・児童・健康づくりに関する個別の施策については、「高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」、「第4次障害者基本計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」、「第2期子ども子育て支援事業計画（次世代育成支援行動計画）」、「健康かとり21（第3次）（健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画）」の中で進行管理を行うとともに、これらを横断する本計画については、地域福祉計画推進委員会において外部の視点で評価を行うなど、市民の声を反映しながら進行管理を行います。

なお、次期計画改定の際には、福祉・健康分野の計画検討や見直し時期の統一、福祉・健康分野計画の一体的な策定、社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画との一体的な策定などを検討します。



(2) 指標による最終評価

各施策に対する指標を下記のとおり設定し、計画最終年度における評価を行います。

施策の方向	指標	現状値 令和4年 (2022年)	目標値 令和11年 (2029年)
基本目標 1： 地域共生を目指す意識づくり			
1-1 地域共生の意識啓発	社会福祉大会の参加者数	420人	500人
1-2 社会参加の推進	香取もりもり体操実参加者数	845人	1,250人
1-3 地域の中の交流の促進	重層的支援体制整備事業における地域づくり支援回数	未実施	5回
基本目標 2： 地域福祉推進の体制づくり			
2-1 地域活動の活性化	社会福祉協議会を通して活動しているボランティアの延べ活動人数	11,765人	18,000人
2-2 情報提供・包括的な相談支援体制の充実	多機関協働事業における課題解決率	未実施	30%
2-3 サービスの質の向上	就労準備支援事業における生活困窮者の参加の場の開拓数	2箇所	5箇所
基本目標 3： 安全・安心に暮らせる環境づくり			
3-1 災害対策の推進	避難行動要支援者の把握数	462人	560人
3-2 防犯・交通安全対策の推進	高齢者交通安全教室受講者数	95人	300人
3-3 移動等快適な生活環境の整備	乗合タクシー・循環バス利用者数	56,272人	60,000人
基本目標 4： 権利擁護を支える基盤づくり			
4-1 権利擁護に関する意識啓発・理解の促進	権利擁護・差別解消セミナー参加者数	90人	130人
4-2 権利擁護を支援する体制の整備	成年後見制度に関する相談窓口への相談者実件数	170件	200件
4-3 成年後見制度等の利用の促進	市長による成年後見等の申立て件数	12件	18件
基本目標 5： 再犯防止に向けた地域づくり			
5-1 再犯防止に対する理解の促進	社会を明るくする運動の参加者数	1,738人	2,500人
5-2 住居・就労など生活基盤にかかる支援の充実	協力雇用主数	5事業所	8事業所
5-3 社会復帰のための包括的な支援体制の構築	司法・福祉連携連絡会参加延べ人数	未実施	30人

資料編

- 1 香取市地域福祉計画推進委員会設置要綱
- 2 香取市地域福祉計画推進委員会委員名簿
- 3 用語の解説

1 香取市地域福祉計画推進委員会設置要綱

平成 29 年 2 月 28 日告示第 19 号

(設置)

第 1 条 市は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条の規定に基づき策定した香取市地域福祉計画（以下「計画」という。）を推進するため、香取市地域福祉推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の進捗状況の管理及び評価に関すること。
- (2) 計画の評価及び見直しに関すること。
- (3) 次期計画の策定に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、計画を推進するために必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 18 名以内をもって組織し、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 住民組織の代表者
- (2) 福祉関係団体の代表者
- (3) ボランティア団体の代表者
- (4) 識見を有する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は 3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を統括し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(作業部会)

第 7 条 第 2 条に規定する所掌事務についての具体的な調査及び検討を行うため、委員会に作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会に部会長を置き、委員長がこれを指名する。
- 3 作業部会の構成員は、部会長の指名する者により構成する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市長の定める機関において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(香取市地域福祉計画策定委員会設置要綱及び香取市総合健康福祉推進協議会設置要綱の廃止)

2 次に掲げる告示は、廃止する。

(1) 香取市地域福祉計画策定委員会設置要綱 (平成23年香取市告示第134号)

(2) 香取市総合健康福祉推進協議会設置要綱 (平成24年香取市告示第165号)

2 香取市地域福祉計画推進委員会委員名簿

	区分	所属する団体等	役職	氏名
1	一号委員 住民組織の 代表者	香取市自治会連合会	会長	関 謙次郎
2		東大戸地区まちづくり協議会	会長	富澤 克彦
3		小見川中央地区まちづくり協議会	会長	根本 武彦
4		香取市高齢者クラブ連合会	会長	香取 義春
5	二号委員 福祉団体の 代表者	千葉県保育協議会香取支会	会長	高橋 弘道
6		香取 CCC	センター長	高木 亜希子
7		香取障害者支援センター	所長	辻内 沙由里
8		香取市佐原地域包括支援センター	センター長	石橋 友樹
9		社会福祉法人香取市社会福祉協議会	事務局長	久保木 浩明
10	三号委員 ボランティア 団体の代表者	香取市民生委員児童委員協議会連合 会	会長	相馬 信彦
11		香取市赤十字奉仕団	委員長	永作 成子
12		香取市ボランティア連絡協議会	会長	額賀 勉
13	四号委員 識見を 有する者	香取健康福祉センター	地域保健福祉課長	出井 美知子
14	五号委員 市長が必要と 認める者	香取市教育委員会	次長	高岡 洋一
15		香取市福祉健康部	部長	荒井 秀男

任期： 令和5年7月26日～令和8年7月25日

3 用語の解説

あ行

○ SNS (Social Networking Service)

登録された利用者同士が交流できるウェブサイトの会員制サービスのこと。友人同士や同じ趣味をもつ人同士、近隣地域の住民が集まり、密接な利用者間のコミュニケーションを可能にしている。また、会社や組織の広報としての利用も増えている。

○ SDGs (Sustainable Development Goals)

持続可能な開発目標のことで、平成 27 (2015) 年 9 月の国連総会において、加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17 のゴールと 169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。

○ NPO (Non-Profit Organization)

民間非営利組織のこと。ボランティア団体、福祉公社、協同組合などの営利を目的としない団体をいう。このうち、「特定非営利活動促進法」(平成 10 年施行)に基づき法人格を取得した法人を「特定非営利活動法人 (NPO 法人)」という。

か行

○ 虐待

立場の弱い者にとって不適切あるいは不当な行為が行われること。子ども、高齢者、障害者等に対する身体的な虐待のほか、心理的虐待、性的虐待、ネグレクト(保護者・介助者などの怠慢や拒否、放置)、経済的虐待などがある。これらを防止、根絶するために、児童虐待防止法(平成 12 年施行)、高齢者虐待防止法(平成 18 年施行)、障害者虐待防止法(平成 24 年施行)などが制定された。

○ 権利擁護

認知症や知的障害、精神障害などをもつ高齢者や障害者など、意思や権利を主張することが難しい人のために、代理人が本人に代わって権利を主張したり自己決定を支援し、人としての権利と尊厳を守る取り組み。

○ 合計特殊出生率

15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計し、一人の女性が生涯、何人の子どもを産むのかを推計したもの。

○ 高齢化率

総人口に占める 65 歳以上人口の割合。高齢化率が 7%を超えた社会を高齡化社会、14%を超えた社会を高齡社会、21%を超えた社会を超高齡社会と呼ぶ。

○ 高齢者クラブ

地域に住んでいる高齢者の福祉の増進を目的として、自主的かつ積極的に参加することができる組織。教養講座やレクリエーション活動などを実施し、また、行政等と連携して地域福祉活動も実施することができる。

○ コミュニティソーシャルワーカー

一人ひとりを支える活動である個別支援（ソーシャルワーク）と、地域全体で取り組む活動である地域支援（コミュニティワーク）を総合的にコーディネートして、支援を必要とする人が地域で自立した生活を送れるよう支援する専門職のこと。

さ 行

○ サロン

地域の中で仲間づくりや異世代交流等を目的とした、地域住民が運営するふれあいの場のこと。地域課題の発見や地域活動の組織化、福祉の学びの場などへ広がる可能性をもった活動。

○ 自主防災組織

地域住民が自主的に連帯して防災活動を行う組織。一般的に、自治会または町内会単位またはその下部組織として結成されることが多いが、学校区単位やマンション単位で結成されることもある。

○ 自治会

市町村の一定の区域に住所を有する人の地縁に基づいて形成された団体で、自分たちが暮らす地域を住みよいまちにするために、地域住民によって自主的に運営されている一番身近な自治組織。

○ 社会福祉協議会

社会福祉法に基づき、国とそれぞれの都道府県・指定都市、市区町村に設置される民間団体で、通常、「社協」と呼ばれる。市区町村社協は、地域福祉を推進する中核的な団体として、社会福祉を目的とする事業の企画および実施、調査、普及、宣伝、連絡調整、助成、社会福祉に関する活動への住民参加のための支援等を行っている。また、地区社協については、法的な位置付けはないが、住民の自主組織で、本市では小学校区単位の 23 地区に設置されている。

○ 住民自治協議会（まちづくり協議会）

香取市まちづくり条例により定められた組織で、地域に住むあらゆる人が自由に参加でき、身近な地域課題を話し合い、解決するための協議の場として地域住民により自発的に設置されている。各住民自治協議会では、自ら取り組む活動の方針や内容等をまとめた「地域まちづくり計画」を策定し、地域のまちづくり活動を行っている。

○ 就労継続支援

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」（平成25年施行）に基づく障害福祉サービスの一つ。一般事業所での就労が困難な障害者に対して、就労の機会を提供するとともに、生産活動等の機会の提供を通じて、知識と能力の向上に必要な訓練等を提供するもの。雇用契約を結ぶ「雇用型（A型）」と雇用契約を結ばない「非雇用型（B型）」がある。

○ シルバー人材センター

「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」（昭和46年施行）に基づき、概ね60歳以上の人を対象として、臨時的で短期的な仕事を無料で紹介する公益法人。都道府県知事の指定により市町村に設置される。

○ 身上保護

成年後見制度において、本人の生活や健康の維持を目的として、後見人等が本人に代わって生活・医療・介護などにかかる契約手続きを進める法律行為のことで、「身上監護」ともいう。食事の世話や介護など、実際に暮らしを支援する行為は含まれない。

○ 生活困窮者

就労や心身の状況、地域社会との関係性、その他の事情によって現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人のこと。

○ 生活支援コーディネーター

生活支援サービスの充実と高齢者の社会参加に向けて、地域資源や高齢者のニーズの把握、生活支援サービスの担い手の養成や発掘、地域に不足するサービスの創出や活動する場の確保などを行い、地域の支え合いの体制の構築に取り組む人のこと。

○ 生活保護

生活保護制度は、資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する人を対象に、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を支援することを目的とした制度。

○ 制度の狭間

これまで、高齢者、障害者、子どもなどの対象者ごとに整備されてきた既存の公的な支援制度から抜け落ちてしまうこと。

○ 成年後見制度

認知症や知的障害、精神障害等により判断能力が十分でないため、財産管理や福祉サービスを受ける契約を結ぶことに不安や困難がある人に代わって、本人の権利を保護し、生活を支援する制度のこと。「法定後見制度」と「任意後見制度」に大きく分けられる。

た 行

○ 多文化共生

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員としてともに生きていくこと。

○ 男女共同参画

性別によって、その人の持つ能力や機会、人権等が差別されない社会をつくっていくこと。女性の社会進出のみにとどまらず、男性の家事や育児、介護への参加や地域活動を推進する取り組みも含まれる。

○ 地域共生社会

制度や分野の枠、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら地域をともに創っていく社会。

○ 地域包括支援センター

地域の高齢者の保健医療の向上および福祉の増進を包括的に支援することを目的として、人口2～3万人につき1箇所を目安として市町村が設置する施設。要介護者、要支援者だけでなく、地域のすべての高齢者が要介護状態とならないよう、介護予防のマネジメント、高齢者とその家族に対する相談支援、高齢者の権利擁護、ケアマネージャーに対する支援などの事業を行う。

○ DV（ドメスティック・バイオレンス）

「家庭内暴力」と訳され、配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力のこと。「親密な関係」の範疇には、元夫、交際相手、元交際相手、婚約者など幅広い関係者が含まれる。

な 行

○ 日常生活圏域

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようサービス提供体制を整備することを目的として、介護保険法に基づき市町村が設定する圏域。本市では、佐原・小見川・山田・栗源の4つの日常生活圏域が設定されている。

○ 日常生活自立支援事業

認知症、知的障害、精神障害等があるために判断能力が不十分な人に対して、地域で自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用に関する情報提供や助言、手続きの援助、日常的な金銭管理などを行う事業で、市町村社会福祉協議会が実施している。

○ 任意後見制度

認知症や障害などにより、将来、自分の判断能力が低下することに備えて、自分の後見人になってもらう人を自ら選任し、その人と任意後見契約（自分の生活や財産管理に関する事務について代理権を与える契約）を締結しておく制度。

○ 認知症

介護保険法では、「脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能およびその他の認知機能が低下した状態」と定義している。従来の「痴呆」という言葉は誤解や偏見を生みやすいと指摘され、平成 16 年に「認知症」へと名称が改められた。

は 行

○ パブリックコメント

行政機関等が新しい政策を打ち出したり、制度を変えたりしようとする場合に、その内容をホームページや窓口などで事前に周知し、広く市民から意見を募集して、政策や制度づくりに反映する仕組みのこと。

○ バリアフリー

障害のある人をはじめ、すべての人が日常生活や社会参加をする上で障壁（バリア）となっているものを取り除くこと。もともとは住宅建築用語として、段差などの物理的な障壁の除去という意味合いが強かったが、障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去、というより広い意味で用いられるようになっている。

○ 避難行動要支援者

高齢者や障害者、乳幼児、妊産婦など、災害時に特に配慮を要する人（要配慮者）のうち、災害発生時や災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難で、避難のために特段の支援を要する人。

○ 福祉避難所

高齢者や障害者、乳幼児、妊産婦など、一般の避難所生活では支障をきたす要配慮者に対して、何らかの特別な配慮がなされた避難所。

○ 法定後見制度

認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な人を対象に、本人の権利を法的に支援、保護するための制度。本人の判断能力の程度などに応じて、後見、保佐、補助の3種類があり、家庭裁判所が後見人等を選任する。

○ ボランティア

自主性（主体性）、社会性（連帯性）、無償性（無給性）などに基づく活動のこと。交通費などの実費や少額の報酬が支払われる有償ボランティアもある。ボランティア活動を支援するために、社会福祉協議会にはボランティアセンターが設置され、活動のコーディネート機能を担っている。

ま行

○ 民生委員・児童委員、主任児童委員

「民生委員」は、厚生労働大臣から委嘱され、「児童委員」を兼ねている。社会福祉の増進に向けてそれぞれの地域において住民の立場に立った相談・支援を行う。児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるよう、子どもたちの見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援を行う。また、一部の児童委員は、児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。

や行

○ ヤングケアラー

一般的に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていることにより、負担を抱える、もしくは、子どもの権利が侵害されている可能性がある子どものこと。

○ ユニバーサルデザイン

身の回りの品物から住宅、建物、都市空間のデザインまで、すべての人が使いやすいように考慮してつくられた汎用性のある商品、環境、情報の構築実現を目指したもの。バリアフリーが、障害によりもたらされる障壁（バリア）に対処する考え方であるのに対して、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

○ 要介護（要支援）認定率

介護保険の第1号被保険者（65歳以上の人）のうち、要支援や要介護の認定を受けた人の割合。

第3次香取市地域福祉計画
(成年後見制度利用促進基本計画・再犯防止推進計画)

発行：香取市

発行年月：令和6年(2024年)3月

編集：香取市 福祉健康部 社会福祉課

〒287-8501 千葉県香取市佐原口 2127 番地

電話：0478-50-1209